

第4章

快適で環境と調和するまち ～ともに自然と生きよう～

都市基盤・生活環境

4-1-1	土地の有効利用と住みよい都市環境の整備	90
4-1-2	道路や橋梁などまちの基盤整備	92
4-1-3	公共交通ネットワークの充実	94
4-2-1	快適な生活環境の維持と地球温暖化対策の推進	96
4-2-2	ごみや資源物の効率的な収集・処理	98
4-2-3	適切な生活排水対策の推進	100
4-2-4	水道水の安定的な供給	102
4-3-1	豊かな自然環境の保全	104

4-1-1

土地の有効利用と住みよい都市環境の整備

目指す姿 地域の特性に応じた計画的な土地利用と都市基盤の整備が行われ、市民の利便性が確保された活力に満ち溢れる住みよいまちを目指します。

成果指標

指標名	指標の説明	現状値(2022年)	目標値(2026年)
市民1人当たりの都市公園面積	都市公園の充実度を測る指標	8.9 m ² (2021年)	10.0 m ²
住みよいと感じている市民の割合	市民意識調査で「住みよい」「どちらかといえば、住みよい」と回答した市民の割合で、住みよい環境づくりへの取組に対する成果を測る指標	85.5%	現状値以上
公園・遊具の状況に満足している市民の割合	市民意識調査で「満足」「やや満足」と回答した市民の割合で、公園や遊具の充実度を測る指標	33.1%	40.0%
市営住宅の耐震化率	耐震性を有する市営住宅の割合	68.2% (2021年)	100.0%

現状

- 少子高齢化や人口減少をはじめとした本市を取り巻く環境の変化や、新たな施策への展開に対応するため、「都市計画マスタープラン」を2021(令和3)年9月に改定しました。
- 土地利用の混在を防ぎ、計画的な土地利用を実現するため、2020(令和2)年4月1日から都市計画区域内において、用途地域と特定用途制限地域を指定しています。
- 本市は、和歌山市や大阪府南部と隣接しており、立地条件が良く、自然環境と調和したまちなみを形成しています。2022(令和4)年度に実施した市民意識調査においても、85.5%の人が住みよいと回答しています。
- 2021(令和3)年8月に、紀の川市民公園内に複合遊具を備えた「野あそびの丘」を整備するなど、これまで公園の充実を図ってきましたが、2022(令和4)年度実施の市民意識調査によると、公園・遊具の状況に関して満足している市民の割合は33.1%にとどまっている状況です。
- 2022(令和4)年4月時点で、市営住宅375戸の半数以上が耐用年数を経過し、住宅設備や機能面で老朽化が進んでいることから、「公営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的な建替えや修繕を進めています。
- 全国的に少子高齢化などの影響により、空き家は増加の一途をたどっており、管理が行き届いていない空き家が、防災、衛生、景観などの面で生活環境に影響を及ぼす社会問題が発生しています。本市においても、空き家は増加傾向にあることから、今後、管理不全の空き家の増加が懸念される状況です。

主な取組

- 用途地域・特定用途制限地域の指定 [2020(令和2)年度]
- 紀の川市民公園内に野あそびの丘をオープン [2021(令和3)年度]
- 「都市計画マスタープラン」の改定 [2021(令和3)年9月]
- 「公営住宅等長寿命化計画」の改定 [2021(令和3)年3月]

個別計画

- ・ 都市計画マスタープラン 2021(令和3)年度～
- ・ 公営住宅等長寿命化計画 2021(令和3)年度～2030(令和12)年度
- ・ 空家等対策計画 2017(平成29)年度～2027(令和9)年度

課題



- 都市公園をはじめとした市民が憩える公園やレクリエーション施設の充実が必要です。
- 人口の動態や各地域の特性に応じた計画的な土地利用の誘導を図る必要があります。
- 老朽化した市営住宅の適正な維持管理と長寿命化の取組が必要です。
- 空き家の適切な維持管理の促進が必要です。

主な取組方針

方針 1

「都市計画マスタープラン」に基づくまちづくりの推進

- 利便性の高い都市環境の整備を図るため、「都市計画マスタープラン」に基づき地域の特性や課題に応じたまちづくりを推進します。
- 社会経済情勢の変化などを鑑みながら、必要に応じて「都市計画マスタープラン」の見直しを図ります。
- 用途地域内の土地利用状況の動向などを踏まえ、用途地域の拡大見直しを図ります。
- 市民にうるおいとやすらぎの場を提供するため、自然環境を生かしたレクリエーション施設を整備します。

方針 2

市営住宅の長寿命化の推進

- 「公営住宅等長寿命化計画」に基づき、長寿命化の必要がある施設については、計画的に改修工事などを行い、適切な管理に努めます。
- 耐震性が乏しい施設については、計画的に集約・建替えを進めます。

方針 3

空き家対策の推進

- 良好な生活環境を維持するため、空き家所有者に対して、適切な維持管理を促します。
- 「空家等対策の推進に関する特別措置法」と「空家等対策計画」に基づき、空き家の除却に対する補助制度の創設を検討します。
- 関係各課と連携して空き家対策に努めます。

協働

市民の皆さまに取り組んで欲しいこと

- 都市計画に理解を深めます。
- 住宅を適切に維持管理します。



▲ 市民公園「野あそびの丘」(紀の川市上野)

道路や橋梁などまちの基盤整備

目指す姿 道路や橋梁の計画的な整備・維持管理が実施され、市民が快適かつ安全に利用できるまちを目指します。

成果指標

指標名	指標の説明	現状値(2022年)	目標値(2026年)
長寿命化対策済橋梁数	長寿命化対策済橋梁数で、橋梁の安全対策の進捗状況を測る指標	32 橋	44 橋
道路・橋梁維持管理上の事故件数	市が管理する道路における管理瑕疵により保険適応となった事故件数で、道路の適正な維持管理の状況を測る指標	1 件 (2021年)	0 件
生活道路が安心して通行できると思う市民の割合	市民意識調査で「そう思う」「まあそう思う」と回答した市民の割合で、安全な道路が整備されているかを測る指標	35.5%	50.0%

現状

- 市道の総延長は、2020(令和2)年時点で約1,033 kmにも及んでおり、高度経済成長期に整備された路線を中心に老朽化した路線もあることから、限られた予算の中で計画的に維持管理を行うことが必要です。
- 2022(令和4)年度実施の市民意識調査によると、「車の運転時、自転車の運転時、徒歩のそれぞれの場合において、道路を安心して通行できると感じている市民の割合」は、車の運転時 45.8%、自転車での移動時 23.0%、徒歩での移動時 37.7%、となっています。
- 現在、本市では歩行者の安全確保対策を進めるため、通学路となる路線を中心に歩道整備を重点的に進めています。
- 2014(平成26)年道路法の改正により、市が管理する橋梁を5年毎に点検し、健全度に応じた対応が義務化されています。橋梁修繕については、「橋梁個別施設計画」に基づき、従来の対症療法型^{※1}の維持管理から予防保全型^{※2}に転換することで、将来的な財政負担の軽減と道路交通安全性を確保しています。
- 2015(平成27)年度から京奈和自動車道紀の川インターチェンジと国道24号を結ぶ主要幹線道路となる県道泉佐野打田線の4車線化工事を県が進めており、インターチェンジへのアクセス向上に寄与する路線であることから、早期の完成が待たれます。
- 紀の川インターチェンジと阪和道上之郷インターチェンジの間を結ぶ京奈和関空連絡道路の早期実現に向けて、関係自治体とともに、京奈和関空連絡道路建設促進期成同盟会を結成し、国や関係機関に対して整備の働きかけを進めており、2022(令和4)年3月、国が指定する重要物流道路の「候補路線」となりました。

主な取組

- 市道中93号線の整備完了 [2019(令和元)年度]
- 道路灯のLED化完了 [2020(令和2)年度]
- 市公式LINEによる道路損傷個所の通報システム開始 [2020(令和2)年度]
- 道路冠水警報装置の設置 [2020(令和2)年度]
- 市道上野庁舎前線の整備完了 [2021(令和3)年度]

個別計画

- ・ 橋梁個別施設計画 2020(令和2)年度～2029(令和11)年度
- ・ 国土強靱化地域計画 2019(令和元)年度～2026(令和8)年度

用語説明

※1 対症療法型

状況に応じて対応すること。ここでは、施設などに損傷が発生してから対応すること。

※2 予防保全型

定期的な点検で早期に損傷を発見し、事故や大規模補修などに至る前の軽微な段階で補修し、長く使うこと。

課題

- 道路や橋梁の老朽化に対応した計画的な修繕・改修が必要です。
- 市民の安全性や利便性の向上につながる道路の計画的な整備が必要です。
- 京奈和関空連絡道路の早期実現に向けた行政、民間が一体となった整備要望活動の展開が必要です。

主な取組方針

方針
1

道路・橋梁の適正な維持管理

- 利用者が安全に通行できるよう道路舗装などの修繕を計画的に進めます。
- 「橋梁個別施設計画」に基づき、橋梁の点検と修繕を計画的に進めます。
- 日常のパトロールに加えて、市民からの通報システムを活用し、道路損傷個所の迅速な把握に努めます。
- 異常気象時において利用者に道路冠水状況などの情報提供を行い、被害発生を防止を図ります。

方針
2

市道の整備・充実

- 計画的に市道整備を進めます。
- 歩行者の安全を守るため、歩行者の多いエリアの歩道整備を重点的に行います。
- 自治会からの改修要望を集約し、優先順位の高い箇所から計画的に整備を進めます。

方針
3

国道・県道の整備促進

- 県道泉佐野打田線の4車線化の早期完了を目指し、県に対して働きかけを行います。
- 関係機関と連携し、県道泉佐野岩出線の南進に向けた取組を推進します。
- 県道の渋滞緩和に向けて、県への要望活動を積極的に展開します。

方針
4

京奈和関空連絡道路の整備促進

- 県や関係団体と連携し、国への要望活動を行うなど、京奈和関空連絡道路の早期実現に向けた取組を推進します。
- 民間団体などに整備要望活動への参画を促し、地域一体となった取組を展開します。また、新たにPRホームページを作成し、要望活動の取組を積極的に情報発信します。

協働

市民の皆さまに取り組んで欲しいこと

- 道路の危険箇所の通報を行います。
- 道路をきれいに保ちます。



▲ 橋梁点検



▲ 京奈和関空連絡道路整備促進活動

4-1-3

関係課：交通政策課

公共交通ネットワークの充実

目指す姿

鉄道やバスなどの公共交通を有機的に結びつけることで、市民の日常生活の移動ニーズにきめ細やかに対応した公共交通ネットワークが構築・維持されているまちを目指します。

成果指標

指標名	指標の説明	現状値(2022年)	目標値(2026年)
日常生活において交通手段に不便と感じている市民の割合	市民意識調査で「感じる」「どちらかといえば、感じる」と回答した市民の割合で、市民の移動手段が充足しているかを測る指標	54.1%	50.0%
地域巡回バスの年間利用者数	地域巡回バスの利用状況と利用促進による成果を測る指標	26,161人 (2021年)	27,000人
紀の川コミュニティバスの年間利用者数	紀の川コミュニティバスの利用状況と利用促進による成果を測る指標	20,120人 (2021年)	20,600人

現状

- 全国的に、地域公共交通は人口減少や自家用自動車の普及に伴う輸送人員の減少、事業者の収益悪化などを背景として、その維持・確保が困難な状況となりつつあります。しかしながら、高齢化が進む中、公共交通の重要性が高まっており、その地域に暮らす人々の日常生活を支える持続可能な公共交通ネットワークの構築が求められています。
- 2019(平成31)年3月に本市の交通政策におけるマスタープランとなる「地域公共交通網形成計画」を策定し、市民・交通事業者・行政など、関係者の連携・協力に基づいた持続可能な地域公共交通の実現に向けた取組を進めています。
- 2022(令和4)年度実施の市民意識調査によると、市の公共交通ネットワークの充実に向けた取組については、重要度が高い位置づけであるにもかかわらず、市民の満足度については低い状況です。また「日常生活において交通手段に不便を感じている市民の割合」は54.1%となっています。
- 岩出市と共同で紀の川コミュニティバスを運行するほか、本市独自で市内全域に地域巡回バスを運行しており、2015(平成27)年時点で約98%の市民が公共交通を比較的近い場所から利用できる状況となっています。
- 運行事業者や沿線自治体と連携し、JR和歌山線と和歌山電鐵貴志川線の利用促進に取り組んでいます。
- 新型コロナウイルス感染症拡大により地域公共交通の利用者は、大幅に減少しました。

主な取組

- 「地域公共交通網形成計画」を策定 [2018(平成30)年度]
- 地域巡回バスのダイヤ・路線改正を実施 [2021(令和3)年10月]
- 和歌山電鐵株式会社への継続的な支援の実施
- 和歌山線活性化検討委員会として沿線の活性化につながる取組の実施
- 地域巡回バス、紀の川コミュニティバス、粉河熊取線の運行事業者に補助金を交付

個別計画

- ・ 地域公共交通網形成計画 2019(令和元)年度～2023(令和5)年度

課題



- 公共交通の利用促進につながるさらなる啓発や取組が必要です。
- 公共交通の維持・確保に向け、必要な支援の検討・見直しを行う必要があります。

主な取組方針

方針
1

公共交通の維持・確保・充実

- 2023(令和5)年に計画期間が終了する「地域公共交通網形成計画」に基づく取組結果や社会情勢の変化を踏まえ、次期「地域公共交通計画」の策定に取り組みます。
- 「地域公共交通計画」に基づき、地域巡回バスの路線を再検討し、通学や通院、買い物など、日常生活の利便性維持・向上につながる公共交通ネットワークの再構築を進めます。
- 和歌山電鐵貴志川線が将来にわたって存続するために必要となる支援のあり方を検討します。

方針
2

公共交通の利用促進・啓発

- 公共交通への関心を高め、利用促進につなげるため、市民に公共交通の現状などについて分かりやすい情報発信を行います。

方針
3

利用環境の充実

- 公共交通の利用を促進するため、駐輪場や駐車場の整備を行います。
- 新たな技術を活用し、利用者の利便性向上を図る方策を検討します。

協働

市民の皆さまに取り組んで欲しいこと

- 定期的に公共交通を利用します。



▲ 地域巡回バス



▲ ダイヤ改正に向けた住民説明会

4-2-1

快適な生活環境の維持と地球温暖化対策の推進

目指す姿 快適で良好な生活環境を守り、維持するため、市民・地域団体・事業者と市が協働・連携し、環境保全に関わる活動を積極的に展開しているまちを目指します。

成果指標

指標名	指標の説明	現状値(2022年)	目標値(2026年)
空き地管理指導に対する対処率	空き地の適正管理の指導を行った件数のうち、適切に改善された件数の割合で、生活環境対策の取組の成果を測る指標	75.4% (2021年)	85.0%
不法投棄発見件数	不法投棄を発見した件数で、地域美化啓発の取組の成果を測る指標	143件 (2021年)	現状値未滿
快適な生活環境の維持と地球温暖化対策に関する取組に対して満足と感じている市民の割合	市民意識調査で「満足」「まあ満足」と回答した市民の割合で、快適な生活環境の維持と地球温暖化対策の取組の成果を測る指標	16.9%	40.0%
家庭において地球温暖化防止につながる取組を行っている市民の割合	市民意識調査で「行っている」「どちらかといえば、行っている」と回答した市民の割合で、市民の地球温暖化防止対策に向けた取組状況を測る指標	50.3%	75.0%

- 地球温暖化や大気汚染をはじめとした環境問題が注目される中、本市においても、環境基本計画に基づき、市民が快適で環境と調和した生活が営めるよう、良好な環境の保全に努めています。
- 地域美化を推進するため、自治会が実施する水路清掃活動に対する支援を行っている中、多数の自治会において実施されていることから水路の衛生が保たれています。また、年間を通して不法投棄監視パトロールを実施していますが、不法投棄は後を絶たない状況です。
- 全国的に人口減少や少子高齢化を背景として、適正に管理されていない空き地が増加しており、本市においても空き地の所有者に対して適正な管理を求める苦情・相談が寄せられている中、空き地の所有者に対する適正管理に向けた指導を行っています。
- ライフスタイルの変化によりペットを飼う方が増える中、ペットの不衛生な飼育、犬の放し飼い、野良猫の増加などに対する苦情・相談が寄せられています。また、狂犬病予防注射を受けてもらえるように啓発を行っています。
- 国は、2020(令和2)年10月に、2050(令和32)年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「カーボンニュートラル」を目指すことを宣言しました。本市においても、地球温暖化防止に向けた取組をさらに推進することが求められています。
- 2022(令和4)年度実施の市民意識調査によると、「家庭において地球温暖化防止につながる取組」を行っている方は50.3%と、半数を超える市民が地球温暖化防止に関する取組を行っています。

現状

これまでの主な取組

- 地域一斉清掃の補助件数：432件 [2018(平成30)年度～2021(令和3)年度]
- 空き地適正管理に向けた指導件数：911件 [2018(平成30)年度～2021(令和3)年度]
- 狂犬病予防注射の接種件数：8,310件 [2018(平成30)年度～2021(令和3)年度]
- 「地球温暖化防止実行計画」の改定 [2018(平成30)年度]
- 「再生可能エネルギー発電設備の設置等に関するガイドライン」の制定 [2021(令和3)年度]

個別計画

- ・環境基本計画 2020(令和2)年度～2027(令和9)年度
- ・地球温暖化防止実行計画 2019(令和元)年度～2023(令和5)年度

用語説明

※1 地域猫対策

野良猫に不妊去勢手術を施すとともに、給餌・給水、排泄物の適正な処理を地域住民・ボランティア・行政が協働で行う活動のこと。

※2 地元飲料水供給施設

給水人口が100人以下で、簡易な滅菌装置を備えた飲料水を供給する施設のこと。



課題



- 市民、地域や事業者の環境保全、地域美化などの生活環境に関するさらなる意識の高揚を図る啓発が必要です。
- 空き地の所有者に対応してもらえない土地の対処や少子高齢化などにより管理が行き届かない土地の増加による対応が必要です。
- ペットの不衛生な飼育、犬の放し飼い、野良猫、地域猫などの諸問題について、飼い主のみならず動物に関わる人や地域の協力がが必要です。
- 地球温暖化対策や脱炭素社会の実現に向けた取組の推進が必要です。

主な取組方針



方針 1 環境保全の推進

- 市民の環境保全に対する意識の高揚を図るとともに、市域の水質や大気などの環境保全に向けて、「環境保全条例」に基づく立入調査などによる規制・指導の充実を図ります。
- 生活排水、工場排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、市民や事業者に対して適正な排水について啓発するとともに、市内河川などの水環境の保全に取り組めます。

方針 2 地域環境美化の推進

- 地域の水路の一斉清掃など市民協働による美化活動がより活発になるように啓発に取り組めます。
- 適正に管理されていない空き地について、生活環境が悪化しないように所有者に対し指導・管理に取り組めます。
- 不法投棄を未然に防止・抑制するため、警察・県・他市町村・地域との連携を図るとともに、監視パトロールや啓発を強化します。

方針 3 生活衛生の向上

- 獣医師会や動物愛護センターなど関係団体と連携し、狂犬病予防注射の必要性の周知などペットの飼い主の社会的責務について啓発を行うとともに、県が実施する地域猫対策^{*1}を推進します。
- 地元飲料水供給施設^{*2}の安全・安心な供給の確保のため、適正な維持管理の指導・提案に取り組めます。
- 市営墓地を安心して利用いただけるように適正な維持管理に取り組めます。
- 海南市、紀美野町と連携を密にし、総合葬祭施設である五色台聖苑の安定的かつ適正な運営に取り組めます。

方針 4 地球温暖化対策の推進

- 温室効果ガスの排出量削減に向け、市民、地域や事業者に対しさらなる省エネ行動の定着を促すため、継続的な意識の高揚に向けた啓発に取り組めます。
- 再生可能エネルギーの発電設備設置について、「再生可能エネルギー発電設備の設置等に関するガイドライン」に基づき、地域との共生が図れるよう事業者への周知・指導に取り組めます。
- 「地球温暖化防止実行計画」をもとに、公共施設などの省エネ化を推進し、省エネ機器や再生可能エネルギーの利用促進を図ります。

協働

市民の皆さまに取り組んで欲しいこと

- 快適な生活環境による暮らしを維持しつつ、地域一体となった環境活動に取り組めます。
- 地球温暖化防止に向けた意識の高揚と、さらなる省エネ行動による生活習慣に取り組めます。

4-2-2 ごみや資源物の効率的な収集・処理

目指す姿 ごみの排出量が減少し、資源が循環して利用されている環境にやさしいまちを目指します。

成果指標

指標名	指標の説明	現状値(2022年)	目標値(2026年)
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	市民1人1日当たりのごみ排出量で、ごみ減量化の取組の成果を測る指標	570g (2021年)	547g
ごみ資源化率	ごみ排出量のうち、資源化されたごみの量の割合で、ごみの資源化への取組状況を測る指標	11.2% (2021年)	14.0%
ごみ処理・資源化対策を満足と感じている市民の割合	市民意識調査で「満足」「まあ満足」と回答した市民の割合で、ごみ処理・資源化対策の取組の成果を測る指標	53.4%	60.0%
ごみの減量・リサイクルに取り組んでいる市民の割合	市民意識調査で「取り組んでいる」「どちらかといえば、取り組んでいる」と回答した市民の割合で、市民のごみの減量・リサイクルへの取組状況を測る指標	80.9%	90.0%

現状

- 海洋プラスチックごみ問題や気候変動問題への対応を契機として、プラスチックの資源循環を一層促進するため、2022(令和4)年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されました。本市においても、分別回収の徹底をはじめとした、プラスチックの資源循環に向けた取組をさらに推進することが求められています。
- 広報紙や出前講座などを通して、ごみの減量、資源化を推進していますが、市民1人1日当たりのごみ排出量や資源化率は、ほぼ横ばいの状況であるため、さらなる減量化や資源化に向けた啓発を行っています。また、資源ごみの持ち去り防止対策として、定期的に監視パトロールを行っています。
- 所定の要件を満たす高齢者などのごみ出し困難家庭への支援策として、戸別収集となる「ふれあい収集」を2022(令和4)年度から実施しています。
- 効率的な収集体制の構築を図るため、収集業務の拠点となる収集事務所を1か所に集約する整備事業を2023(令和5)年度中の完成を目指し進めています。また、ごみ集積所については、設置箇所数に偏りがあるため、市全体の平準化を図れるよう自治会と連携しながら集約を進めています。

これまでの主な取組

- 出前講座の実施件数：6件 [2018(平成30)年度～2021(令和3)年度]
- ごみ集積施設設置の補助件数：91件 [2018(平成30)年度～2021(令和3)年度]
- 資源ごみ持ち去り監視パトロールの実施件数：236回 [2018(平成30)年度～2021(令和3)年度]
- ふれあい収集の開始 [2022(令和4)年度～]

関連する個別計画

- ・一般廃棄物(ごみ)処理基本計画 2018(平成30)年度～2030(令和12)年度

課題



- 減量化や資源化に対する市民のさらなる理解と認識を高めていく必要があります。
- 効率的かつ安定的な収集が行える体制の構築が必要です。
- 引き続き、高齢化などによるごみ出し困難家庭への支援策のあり方の検討が必要です。
- 長期的で安定的かつ適正なごみ処理の継続が必要です。

主な取組方針



方針 1

ごみの減量や資源化の推進

- 市民や事業者のごみの減量化や資源化に対する意識の向上を図るため、広報紙や出前講座を通じた啓発に取り組みます。
- 資源ごみの持ち去り防止対策として、職員によるパトロールなど監視体制の充実に努めます。

方針 2

効率的な収集体制の構築

- 効率的な収集体制を確立するため、収集業務の一元化を図るとともに、安全で安定的な収集を行える体制の構築に取り組みます。
- 市民の理解と協力を求めながら、ごみ集積所の集約に向けた取組の推進を図ります。

方針 3

収集サービスの充実

- 家庭ごみの排出が困難な高齢者や障害者を対象に、ふれあい収集を行うことにより日常生活の負担を軽減し、在宅生活を支援します。
- ふれあい収集の現状を検証し、ごみ出し困難者に対する支援策の拡充を検討します。
- 粗大ごみを紀の海クリーンセンターへ持ち込むことが困難な家庭を対象とした戸別収集を引き続き実施します。

方針 4

ごみの適正処理

- 海南市、紀美野町と連携を密にし、紀の海クリーンセンターの安定的で適正な運営に取り組みます。
- 収集から最終処分までの適正な一般廃棄物の処理を行います。

協働

市民の皆さまに取り組んで欲しいこと

- ごみの出し方、分別方法、処分方法について熟知し、ごみの減量、資源化に取り組みます。



▲ ごみの減量や資源化の推進(出前講座)

4-2-3

関係課：環境衛生課 / 下水道課 / 那賀支所

適切な生活排水対策の推進

目指す姿 適切な生活排水対策を行い、良好な河川環境と快適で衛生的な生活環境が保全されているまちを目指します。

成果指標

指標名	指標の説明	現状値(2022年)	目標値(2026年)
汚水処理人口普及率	総人口に占める公共下水道*1 と農業集落排水施設**2 の利用ができる区域内の人口とこれらの区域外の合併処理浄化槽による処理人口の割合で、汚水処理施設の普及状況を測る指標	73.1% (2021年)	80.0%
生活排水処理対策に対して満足と感じている市民の割合	市民意識調査で「満足」「まあ満足」と回答した市民の割合で、生活排水処理対策の取組の成果を測る指標	32.9%	40.0%
供用開始区域面積	公共下水道の供用面積で、公共下水道の整備状況を測る指標	257.54ha (2021年)	326.49ha
公共下水道接続率	公共下水道の利用状況を測る指標	69.0% (2021年)	85.0%

現状

- 県の汚水処理人口普及率は、2022(令和 4)年 3 月末で 68.4%の全国ワースト 2 位であり、本市は 73.1%で県平均より少し上回っている状況です。
- 家庭排水の改善を図るため、合併処理浄化槽の設置促進として、個人の住宅で設置された方に対して補助金を交付しています。また、2018(平成 30)年度から浄化槽設置に伴う配管工事、2022(令和 4)年度からくみ取り便槽の撤去工事に対して補助制度を新設しています。
- 補助金申請者には浄化槽管理講習会の受講、保守点検・清掃・法定検査の契約を条件とすることにより、合併処理浄化槽の適正な維持管理につながっています。
- 公共下水道整備の早期概成を目指し、2020(令和 2)年度において、下水道事業全体計画の見直しを行い、計画面積を 938.62ha に縮小しました。2021(令和 3)年 3 月末で 306.92ha の整備が完了し、そのうち 257.54ha が供用区域となっています。接続率は 69.0%と伸び悩んでいます。
- 下水道事業の経営状況を正確に把握し、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上につなげるため、2020(令和 2)年度から「地方公営企業法」を適用し、公営企業会計**3 への移行を行いました。

主な取組

- 合併処理浄化槽設置整備の補助件数：790 件 [2018(平成 30)年度～ 2021(令和 3)年度]
- 2022(令和 3)年度末公共下水道整備面積：307ha (参考 2018(平成 30)年度末：288ha)
- 2022(令和 3)年度末公共下水道接続率：69.0% (参考 2018(平成 30)年度末：65.7%)

関連する個別計画

- ・生活排水処理基本計画 2020(令和 2)年度～ 2028(令和 10)年度
- ・流域関連公共下水道全体計画 2011(平成 23)年度～ 2035(令和 17)年度
- ・下水道事業経営戦略(公共下水道事業・農業集落排水事業) 2017(平成 29)年度～ 2026(令和 8)年度

用語説明

※1 公共下水道

主として市街地における汚水を排除し、または処理するために地方公共団体が管理する下水道のこと。

※2 農業集落排水施設

おおむね対象戸数 20 戸以上、対象処理人口がおおむね 1,000 人程度の農業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水を処理する施設のこと。本市では、貴志川町西山地区、桃山町善田地区農業集落排水処理施設がこれに該当する。

課題



- 人口減少や地域の実情に応じた効率的で効果的な污水处理施設の整備を推進し、污水处理人口普及率の向上を図る必要があります。
- 浄化槽の本来持つ機能を十分に発揮し、水質保全が図れるよう、保守点検・清掃・法定点検などの維持管理の徹底を促す必要があります。
- 公共下水道の早期概成に向けた計画的な整備が必要です。
- 下水道事業への理解促進と未接続世帯の解消が必要です。

主な取組方針

方針 1

合併処理浄化槽の普及促進と適正な維持管理の推進

- 合併処理浄化槽の設置に要する費用に対して補助金を交付し、新設のほか、単独処理浄化槽^{※4} やくみ取り便槽からの転換などによる市民の負担を軽減することで普及促進を図り、污水处理人口普及率の向上に取り組みます。
- 浄化槽台帳に基づき保守点検・清掃・法定検査の受検率を向上させるため、水質保全センター、清掃業者と連携を図り、未受検者に対し正しい浄化槽の維持管理について啓発に取り組みます。

方針 2

し尿の適正処理

- 岩出市と連携を密にし、し尿処理施設である那賀衛生環境整備組合の安定的で適正な運営に取り組みます。
- し尿処理許可業者と連携し、くみ取り、浄化槽清掃の適正な実施を図ります。

方針 3

下水道の計画的な整備

- 用途地域を中心に公共下水道の整備を推進します。
- 効率的な経営を目指し、西山地区農業集落排水施設を公共下水道に接続します。

方針 4

下水道の適正な維持管理と普及促進

- 長山団地内の老朽化した管渠^{※5} の更生、修繕を行います。
- 計画的な施設の維持管理を行うことで、長寿命化に努めます。
- 供用開始区域における未接続世帯への啓発を促進し、接続率の向上を図ります。

協働

市民の皆さまに取り組んで欲しいこと

- 浄化槽の適正な維持管理を行い、生活排水による水質汚濁の防止に取り組みます。
- 污水处理、水環境への理解を深めます。

※3 公営企業会計

地方公共団体が経営する水道事業、病院事業などの公営企業に対する会計制度のこと。民間企業と同様の会計基準であり、経営・資産などの正確な把握により経営基盤の強化や財政マネジメントの向上に資するもの。

※4 単独処理浄化槽

トイレの排水だけを処理し、生活雑排水は処理しない浄化槽のこと。汚水の処理能力が低いため水環境を守ることを目的に、平成12年に法律が改正され、単独処理浄化槽の新設は認められていない。

※5 管渠(かんきょ)

給水・排水を目的として作られる水路のこと。

4-2-4

水道水の安定的な供給

目指す姿 安全で安心な水道水を安定的に供給するまちを目指します。

成果指標

指標名	指標の説明	現状値(2022年)	目標値(2026年)
企業債残高対給水収益比率	給水収益に対する企業債残高の割合で、企業債残高の規模が経営に及ぼす影響を示す指標	520.7% (2021年)	440.0%
水道の安定供給に対して満足と感じている市民の割合	市民意識調査で「満足」「まあ満足」と回答した市民の割合で、水道の安定供給に対する取組の成果を測る指標	63.3%	80.0%
有収率	年間総配水量に対する料金収入の対象となった水量の割合で、施設の稼働が収益につながっているかを測る指標	83.7% (2021年)	85.0%
基幹管路の耐震適合率	基幹管路の延長に対する耐震適合性のある管路延長の割合で、地震災害に対する基幹管路の安全性・信頼性を表す指標	31.4% (2021年)	32.0%

現状

- 2022(令和4)年度実施の市民意識調査によると、「水道水の安定的な供給」について満足と感じている市民の割合は63.3%で、市の全ての取組に対する評価の中で最も高い満足度となっており、水道水に対する安全性、安心度が高く評価されています。
- 高度経済成長期に整備された水道施設の老朽化が全国的に問題となっています。本市では、事業計画に基づき、計画的に施設・設備の更新や耐震化を実施していますが、耐震化率は全国平均と比較すると少し低い水準にあります。
- 2016(平成28)年度に60,362人であった本市の給水人口は、2021(令和3)年度には57,313人へと減少しました。給水人口の減少や節水機器の普及による給水量の減少に伴い、年々給水収益が減少する中、将来にわたり安定的な経営を行うための財源を確保するため、2020(令和2)年度に水道料金の改定を実施しました。
- 重要なライフラインとして今後も継続して水道水を安定供給する必要があり、そのためには計画的な財政運営が必要です。また、定期的に有識者などで構成される水道事業運営審議会を開催し、事業運営に関する検証を実施しています。
- 2018(平成30)年度において、民間企業の水道事業への参入や、市町村の枠を越えた広域連携を柱とする水道法の改正がありました。今後においては、広域化などの広い視野からの検討が始まりつつあります。
- 水道事業は、事業特有の高度な技術や経験に支えられており、その習得に時間を要することから、安定的に技術継承が行える組織づくりと人材育成の取組が求められています。

主な取組

- 貴志川第3配水池^{※1}に緊急遮断弁^{※2}設置 [2018(平成30)年度]
- 可搬式発電機の配備 [2019(令和元)年度、2022(令和4)年度]
- 平均料金改定率18%の料金改定を実施 [2020(令和2)年度]
- 水道料金業務の包括委託開始 [2021(令和3)年度]
- 加圧式給水車の配備 [2021(令和3)年度]

関連する個別計画

- ・水道事業基本計画 2017(平成29)年度～2066(令和48)年度
- ・水道事業ビジョン 2017(平成29)年度～2026(令和8)年度
- ・水道事業経営戦略 2019(令和元)年度～2028(令和10)年度

用語説明

※1 配水池

浄水施設から送られた水道水を一時的に貯留し、需要量に応じて流出制御を行う施設。

※2 緊急遮断弁

配水池などの流出口に取り付け、緊急時に制御盤からの信号によって管と配水池を遮断し、水道水の流出を防ぎ、確保する仕組みのこと。

※3 浄水施設

地下水や河川などから取水した水(原水)を、安心して飲むことができる水道水にするため処理する施設。

※4 給水装置

需要者に水道水を供給するため、市の設置した配水管から分岐して設けられた給水管とこれに直結する給水用具。

課題



- 給水収益の減少に対応した健全な財政運営を図る必要があります。
- 老朽化した水道施設を計画的に更新整備する必要があります。
- 大規模地震などの災害に備えて施設の耐震化や防災・危機管理体制の強化が必要です。
- 継続して給水が行えるよう、職員が持つ知識や技術の継承などの取組が必要です。

主な取組方針

方針
1

水道事業の安定経営

- 国や県の補助制度を活用するとともに、企業債の発行を抑制し、「水道事業経営戦略」に基づく計画的な財政運営を進めます。
- 今後の水需要も考慮しながら、施設・設備規模の見直しや集約を図ります。
- 将来にわたり安定給水を行えるようにするため、継続的に業務マニュアルの整備や技術継承・人材育成に取り組めます。
- 民間活力の導入を推進することで、業務の効率化とともに、サービスの向上を図ります。

方針
2

重要施設の耐震化の推進

- 更新計画に基づき、浄水施設^{*3}の耐震化に取り組めます。
- 基幹管路の耐震化に取り組めます。

方針
3

老朽化施設の計画的な更新

- 施設の重要度を考慮し、優先度の高い施設から計画的に更新します。
- 優先度の低い施設においては、長寿命化を図り、適切な維持管理を行います。
- 年度間における更新費用の平準化を図りながら更新を進めます。

方針
4

防災・危機管理体制の強化

- 緊急時においても、安定給水、安定処理ができる維持管理体制の確保に努めます。
- 被災時における対応マニュアルとしての「事業継続計画（BCP）」を必要に応じて随時更新します。
- 災害時に備え、応急給水拠点の整備を図ります。また、円滑に応急給水活動を行えるように訓練を実施します。

協働

市民の皆さまに取り組んで欲しいこと

- 水道料金を負担します。
- 給水装置^{*4}を適正に維持管理します。



▲ 水道管耐震化工事の様子

豊かな自然環境の保全

目指す姿 森林や水辺の有する多面的機能が十分に発揮され緑豊かな環境が守られているまちを目指します。

成果指標

指標名	指標の説明	現状値(2022年)	目標値(2026年)
森林経営管理事業における間伐実施面積	森林経営管理事業における間伐実施面積で、森林の管理が適正に実施されているかを測る指標	5.73ha (2021年)	4年間で 40.0ha
狩猟免許保有者数	狩猟免許の保有者数で、自然環境保全につながる鳥獣捕獲体制の状況を測る指標	232人 (2021年)	265人
豊かな自然環境の保全に対して満足と感じている市民の割合	市民意識調査で「満足」「まあ満足」と回答した市民の割合で、豊かな自然環境の保全に対する取組の成果を測る指標	47.1%	50.0%

現状

- 暮らしを支える多様な生態系を守り、後世へ引き継いでいくため、森林や水辺などの豊かな自然環境を守り続けていく必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症の影響などによる海外での住宅需要の高まりにより、2021(令和3)年度の木材不足・価格高騰によって製材輸入量が減少したことで、国内における輸入材から国産材への転換が進んでいます。
- 2019(平成31)年3月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立し、森林環境譲与税は2019(令和元)年度から自治体への交付が開始されました。
- 本市の森林面積は10,567haあり、そのうち5,467haが人工林となっています。その大半の森林所有者は高齢化などにより、適切な管理がされていない状態であり、森林の水源かん養機能^{*1}、保健休養機能^{*2}、景観形成機能^{*3}などの多面的機能の低下を抑制するため、森林経営管理制度^{*4}による計画的な間伐を実施しています。
- 有害鳥獣の捕獲数は約1,500頭(羽)で推移してきましたが、捕獲の強化や豚熱の拡大などによる野生イノシシの生息数の減少などにより、2021(令和3)年度は793頭(羽)へ減少しました。
- 鳥獣被害対策の中核を担う狩猟免許保有者の高齢化が進むとともに、担い手不足が懸念されています。

主な取組

- 間伐材搬出に要する経費に対する補助金の交付
[2018(平成30)年度～2020(令和2)年度：1件、2021(令和3)年度：2件]
- 人工林の森林整備に関する意向調査の開始
[2020(令和2)年度：56件、2021(令和3)年度：89件]

個別計画

- ・鳥獣被害防止計画 2023(令和5)年度～2025(令和7)年度
- ・森林整備計画 2022(令和4)年度～2031(令和13)年度
- ・農村環境計画 2008(平成20)年度～

用語説明

※1 水源かん養機能

森林の土壌が、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる働きのこと。

※2 保健休養機能

農村の澄んだ空気、きれいな水、美しい緑、四季の変化などが、安心とやすらぎを与えることで心と体をリフレッシュさせる働きのこと。

※3 景観形成機能

四季を彩る美しい景色・景観が、その地域の住民や訪れる訪問者の美的感覚や心に訴えかけ、人の心をなごませる働きのこと。

※4 森林経営管理制度

経営管理が行われていない森林について、市町村が森林所有者の委託を受け経営管理したり、意欲と能力のある林業経営者に再委託することにより、林業経営の効率化と森林の管理の適正化を促進すること。

課題

- 豊かな自然環境を保全し、将来に継承させるための啓発や教育が必要です。
- 森林の多面的機能を維持・発揮させるため、適正管理の推進が必要です。
- 森林における鳥獣被害の抑制を図る必要があります。
- 老朽化しているハイランドパーク粉河をはじめとした山村振興施設や林道の適切な維持管理が必要です。

主な取組方針

方針
1

森林環境の保全

- 森林経営にかかる意向調査に基づき、「森林経営集積計画」を定め、森林所有者自らが管理困難な森林は、森林経営管理制度に基づき、持続可能な森林づくりに努めます。
- 森林整備計画に基づき、地域森林計画対象民有林区域の人工林を対象に間伐などを推進します。
- 森林病虫害の駆除と発生予防に取り組みます。

方針
2

有害鳥獣の捕獲対策

- 鳥獣による森林被害抑制のため、狩猟免許取得者の増加を図るとともに、猟友会をはじめとした関係機関と連携し、捕獲対策の強化を進めます。

方針
3

自然環境保全につながる教育・啓発の推進

- 関係機関と連携し、河川や森林などの環境を保全し、ホタルやオニバス、キイシモツケ、リュウノヒゲモなどの希少な生物の保全に取り組むとともに、豊かな自然環境を後世に引き継ぐため、地域の環境保全団体などと連携しながら、小・中学校において児童生徒の環境保全意識の向上につながる教育活動に取り組みます。
- 関係機関と連携し、河川清掃活動やごみの持ち帰り活動などを積極的に推進し、自然環境の保全意識の高揚を図ります。
- 森林の恵みとそれを支えてきた山村に対する市民の理解と関心を深める啓発を実施します。
- 木材や木製品とのふれあいを通して、木材への親しみや木の文化への理解を深めるため、子供を対象とした木育を推進します。

方針
4

山村振興施設と林道の適正な維持管理

- 老朽化しているハイランドパーク粉河をはじめとした山村振興施設の改修を検討します。
- 林道の草刈・崩土除去などの作業を実施し、森林へのアクセス道路を利用者が安全・安心に走行できるよう維持管理に努めます。

協働

市民の皆さまに取り組んで欲しいこと

- 森林や水辺の保全に関する意識を持ちます。



▲ ハイランドパーク粉河(紀の川市中津川)



▲ 高校生の間伐体験